

# 自営型テレワークについて

# 働き方改革実行計画（抄）－自営型（非雇用型）テレワーカー

（平成29年3月28日 働き方改革実現会議決定）

## 5. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

テレワークは、時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるため、子育て、介護と仕事の両立の手段となり、多様な人材の能力発揮が可能となる。副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段、そして第2の人生の準備として有効である。我が国の場合、テレワークの利用者、副業・兼業を認めている企業は、いまだ極めて少なく、その普及を図っていくことは重要である。他方、これらの普及が長時間労働を招いては本末転倒である。労働時間管理をどうしていくかも整理する必要がある。ガイドラインの制定など実効性のある政策手段を講じて、普及を加速させていく。

## (2) 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

事業者と雇用契約を結ばずに仕事を請け負い、自宅等で働くテレワークを「非雇用型テレワーク」という。インターネットを通じた仕事の仲介事業であるクラウドソーシングが急速に拡大し、雇用契約によらない働き方による仕事の機会が増加している。こうした非雇用型テレワークの働き手は、仕事内容の一方的な変更やそれに伴う過重労働、不当に低い報酬やその支払い遅延、提案形式で仮納品した著作物の無断転用など、発注者や仲介事業者との間で様々なトラブルに直面している。

非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その実態を把握し、政府は有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討する。

また、仲介事業者を想定せず、働き手と発注者の相対契約を前提としている現行の非雇用型テレワークの発注者向けガイドラインを改定し、仲介事業者が一旦受注して働き手に再発注する際にも当該ガイドラインを守るべきことを示すとともに、契約文書のない軽易な取引や著作物の仮納品が急増しているなどクラウドソーシングの普及に伴うトラブルの実態を踏まえ、仲介手数料や著作権の取扱の明示など、仲介事業者に求められるルールを明確化し、その周知徹底及び遵守を図る。

加えて、働き手へのセーフティネットの整備や教育訓練等の支援策について、官民連携した方策を検討し実施する。

## 項目4. 柔軟な働き方がしやすい環境整備

### ⑧ 非雇用型テレワークのガイドライン刷新と働き手への支援

#### 【働く人の視点に立った課題】

非雇用型テレワークを始めとする雇用契約によらない働き方について、ICTの進展によりクラウドソーシング（インターネットを通じた仲介事業）が急速に拡大し、仕事の機会が増加している。

- ・ 国内クラウドソーシングサービス市場  
215億円（2013年）→408億円（2014年）→650億円（2015年）  
（2020年までの成長見込み 平均+45.4%/年）

非雇用型テレワークについて、クラウドソーシング等の仲介事業者（プラットフォーム）を通じた取引は緒に就いたばかりであり、契約を巡る様々なトラブルが発生している。

- ・ 非雇用型テレワーカー（在宅型）：126.4万人（2013年）  
（専業：91.6万人、副業：34.8万人）
- ・ 発注者とのトラブル経験がある非雇用型テレワーカー（在宅型）（2012年）  
仕事内容の一方的な変更：25.1%  
報酬の支払遅延：17.1%  
不当に低い報酬額の決定：15.3%

雇用契約によらない働き方は、雇用者向け支援を受けることができず、教育訓練機会などが限定的である。

- ・ 雇用契約によらない働き手が利用できない雇用者向け支援メニューの例：  
退職金、企業内研修、教育訓練給付

雇用契約によらない働き方は、基本的に労働関係法令が適用されず（実態として「労働者」である場合は労働関係法令が適用されるほか、下請法等が適用される場合もある）、またその多様な就業実態の把握が不十分である。

#### 【今後の対応の方向性】

非雇用型テレワークについて、良好な就業形態となるよう環境整備を図るとともに、働き手に対する支援として、ガイドブックの改定や、教育訓練等の支援の充実等を行う。また、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。

#### 【具体的な施策】

##### （法的保護の中長期的検討）

- ・ 非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方全般（請負、自営等）について2017年度以降、それぞれの働き方について順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する。  
※ 現行でも、契約形態にかかわらず、労働者としての実態があれば労働関係法令に基づき保護しており、これについては引き続き適切に実施。

##### （ガイドライン改定）

- ・ 非雇用型テレワークについて、契約条件などの実態や、契約文書のない軽易な取引や著作物の仮納品が急増しているなど、クラウドソーシングの普及に伴うトラブルなどの実態を把握した上で、働き手と発注者の相対契約を前提としている現行のガイドラインを、以下の観点から2017年度に改定し、その周知徹底及び遵守を図る。  
① クラウドソーシング等の仲介事業者が再発注する場合には、当該ガイドラインが適用されることを明確化  
② 仲介手数料や著作権の取扱の明示など、クラウドソーシングを通じて発注する際に求められるルールを明確化

##### （業界として守るべきルールの明確化）

- ・ クラウドソーシング等の仲介事業者（プラットフォーム）について、優良事業者認定等の制度を業界として設け、自主努力を促すとともに、2018年度以降、その取組状況も踏まえて業界として守るべき最低限のルールを明確化する。

##### （働き手への支援）

- ・ 非雇用型テレワークの働き手に必要なノウハウ（契約時に確認すべき事項、関連法令等）をまとめた働き手向けのガイドブックを、2017年度に改定する。また、小規模企業共済への加入促進などのセーフティネットの整備や教育訓練等の支援策について、官民連携した方策を検討し実施する。

施策	年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
法的保護の検討		実態を踏まえ、中長期的課題として検討・実施											
	ガイドラインの改定等 ルールの整備	有識者会議設置 ガイドライン改定	ガイドラインの周知徹底・遵守				状況を踏まえ見直し						
		優良事業者認定の制度等の業界 の自主的取組を奨励	仲介事業者（プラットフォーム）に関する 業界ルールの明確化・施行・運用				具体的な施策を展開						
働き手への支援	ガイドブック改定	ガイドブックの周知				状況を踏まえ見直し							
	中小企業・小規模事業者政策の普及・啓発や改善策の検討、対応の 方向性を検討	具体的な施策を展開											
		セーフティネットの整備やスキルアップ支援策について官民連携した方策を検討・実施											

非雇用型テレワークに関する契約に伴うトラブルを減らす。

# 自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン<概要>

- 自営型テレワークは、委託を受けて行う就労であり、基本的に労働関係法令が適用されない。
- 自営型テレワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、自営型テレワークを良好な就業形態とするために必要な事項を示すもの

## 1 定義

<b>自営型テレワーク</b>	注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労（法人形態の場合、他人を使用している場合などを除く。）
<b>自営型テレワーカー</b>	自営型テレワークを行う者
<b>注文者</b>	自営型テレワークの仕事を自営型テレワーカーに直接注文し、又はしようとする者
<b>仲介事業者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 他者から業務の委託を受け、当該業務に関する仕事を自営型テレワーカーに注文する行為を業として行う者</li> <li>② 自営型テレワーカーと注文者との間で、自営型テレワークの仕事を業として行う者</li> <li>③ インターネットを介して注文者と受注者が直接仕事の受発注を行うことができるサービス（いわゆる「クラウドソーシング」）を業として運営している者</li> </ul>

※斜体部: 仲介事業者のみに求められる事項

### 募集から契約までの間に取得した提案等の取扱い

- ・ 選考外の用途で応募者に無断で使用等しないこと。
- ・ 知的財産権を契約時に譲渡等させる場合は、募集の際にその旨を明示すること。

## (2) 契約条件の文書明示

<b>契約条件の文書明示</b>	<p>注文者は、自営型テレワーカーと協議の上、次の事項を明らかにした文書を交付すること（電子メール又はウェブサイト上等の明示でも可）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 注文者の氏名又は名称、所在地、連絡先</li> <li>② 注文年月日</li> <li>③ 仕事の内容</li> <li>④ 報酬額・支払期日・支払方法</li> <li>⑤ 諸経費の取扱い</li> <li>⑥ 成果物の納期（役務が提供される期日又は期間）</li> <li>⑦ 成果物の納品先及び納品方法</li> <li>⑧ 検査をする場合は、検査を完了する期日（検収日）</li> <li>⑨ 契約条件を変更する場合の取扱い</li> <li>⑩ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合等の取扱い（補償が求められる場合の取扱い等）</li> <li>⑪ 知的財産権の取扱い</li> <li>⑫ 自営型テレワーカーが業務上知り得た個人情報及び注文者等に関する情報の取扱い</li> </ul>
<b>保存</b>	明示した文書又は電子メール等を3年間保存すること。

## 2 関係者が守るべき事項（主なもの）

### (1) 募集

<b>募集内容の明示</b>	<p>注文者又は②の仲介事業者は、文書、電子メール又はウェブサイト上等で次の事項を明示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 仕事の内容</li> <li>② 成果物の納期予定日（役務が提供される予定期日又は予定期間）</li> <li>③ 報酬予定額・支払期日・支払方法</li> <li>④ 諸経費の取扱い</li> <li>⑤ 提案等に係る知的財産権の取扱い</li> <li>⑥ 問合せ先</li> </ul>
----------------	--

### (3) 契約条件の適正化

#### イ 契約条件明示に当たって留意すべき事項

注文者の氏名等	注文者が特定でき、確実に連絡が取れるものであること。
仕事の内容	作業を円滑に進めることができ、誤解が生じることがないよう明確に分かるものであること。
報酬額	同一又は類似の仕事をする自営型テレワーカーの報酬、仕事の難易度、納期の長短、自営型テレワーカーの能力等を考慮することにより、自営型テレワーカーの適正な利益の確保が可能となるように決定すること。
支払期日	注文者が成果物についての検査をするかどうかを問わず、成果物を受け取った日又は役務の提供を受けた日から起算して30日以内とし、長くても60日以内とすること。
支払方法	仲介事業者等の注文者以外の者が支払代行を行う場合には、契約条件の明示の際に、併せて明示すること。
諸経費	通信費、送料等仕事に係る経費において、注文者が負担する経費がある場合には、あらかじめその範囲を明確にしておくこと。
納期	作業時間が長時間に及び健康を害することがないように設定すること。その際、通常の労働者の1日の所定労働時間の上限（8時間）も作業時間の上限の目安とすること。
納品先	報酬の支払期日は納品日から一定日数以内とされる場合も多いため、確実な納品のために納品先を明確にしておくこと。
契約条件の変更	あらかじめ契約変更の取扱いを明らかにしておくこと。変更に当たっては、文書等で明示し合意すること等を明確にしておくこと。
補修	自営型テレワーカーの責任を含め明確にしておくこと。
知的財産権	注文者へ譲渡等させる場合、対価等をあらかじめ明確にしておくこと。注文者である仲介事業者は、発注者に譲渡等をさせる場合、その旨も明確にすること。
個人情報等	個人情報の安全管理に関する事項や機密情報等の取扱いに関する事項をあらかじめ明らかにしておくこと。

#### ロ 成果物の内容に関する具体的説明

#### ハ 報酬の支払

- 瑕疵が補修された場合は、報酬を支払う必要があること
- 発注者が仲介事業者に報酬を支払わない場合でも、自営型テレワーカーが瑕疵のない成果物を納品し、役務を提供したときは仲介事業者は報酬を支払うこと

#### ニ 契約条件の変更

- 十分協議の上、文書等を交付すること。
- 自営型テレワーカーに不利益が生ずるような変更を強要しないこと
- 仲介事業者は、発注者が契約条件を変更する場合、自営型テレワーカーに不利益が生じないよう発注者と協議することが求められること。

#### ホ 成果物に瑕疵がある等不完全であった場合やその納入等が遅れた場合の取扱い

- 補修を求めることや損害賠償を請求する場合の取扱いについて自営型テレワーカーの責任を含めあらかじめ明確にしておくこと。

#### ヘ 契約解除

- 合意解除の場合、十分協議した上で、報酬を決定すること。
- 自営型テレワーカーに契約違反等がない場合、契約解除により生じた損害の賠償が必要となること。
- 注文者の責に帰すべき事由以外の事由（災害等）で契約が解除される場合に生じた負担は、十分協議することが望ましいこと。

#### ト 継続的な注文の打切りの場合における事前予告

- 継続的な取引関係にある場合に、注文を打ち切ろうとするときは、速やかに、その旨及び理由を予告すること。

### (4) その他

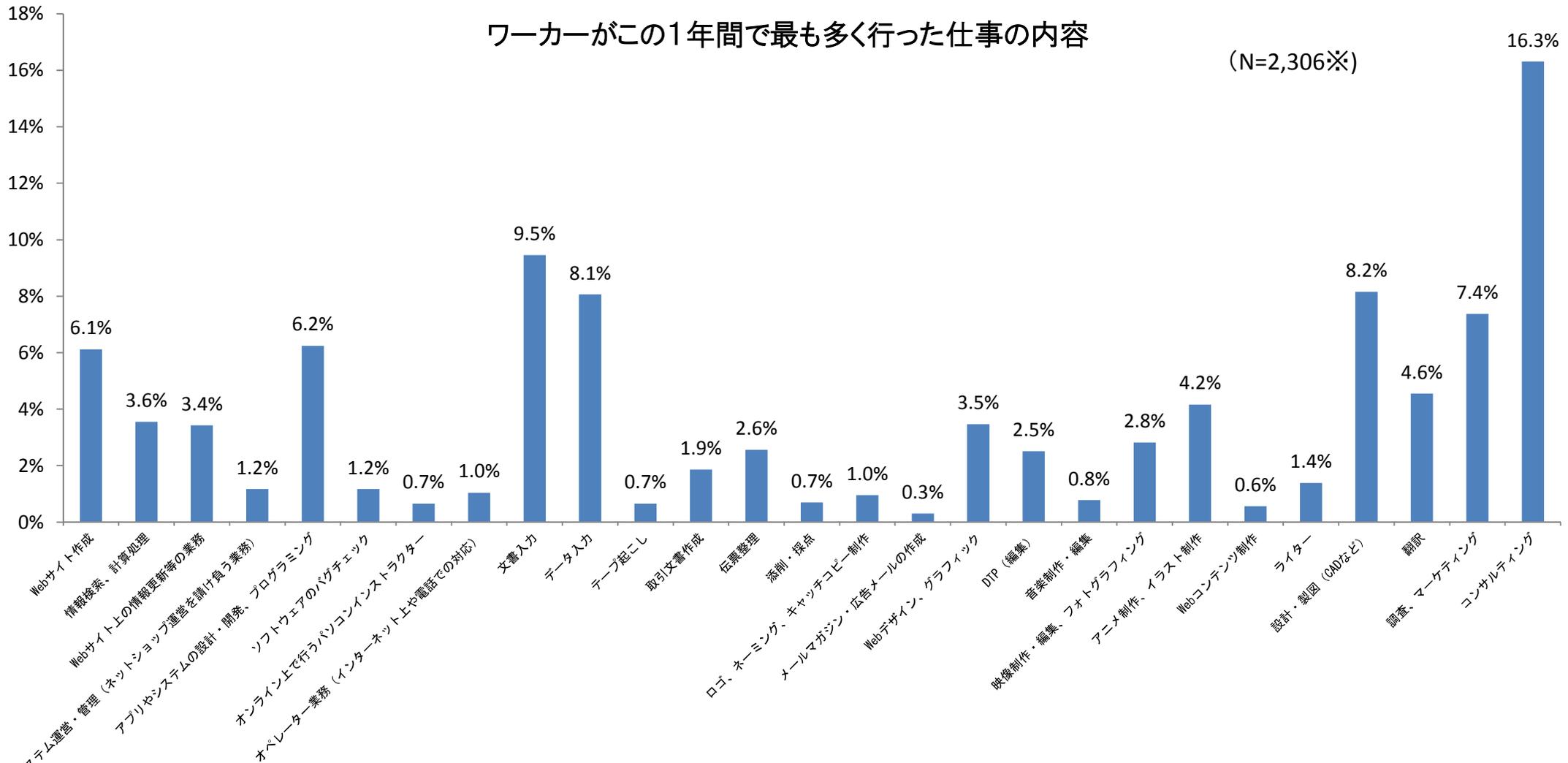
手数料	仲介事業者は、手数料の額、発生条件、徴収時期等をあらかじめ明示してから徴収すること。契約成立時に徴収する場合には、契約締結に際し額等を明示すること。
物品の強制購入等	正当な理由なく自己の指定する物を強制して購入させたり、役務を強制して利用させないこと。
注文者の協力	仕事をする上で必要な打合せに応じる等必要な協力を行うことが望ましいこと。
個人情報等	利用の目的をできる限り特定し、同意を得ずに必要な範囲を超えて取り扱わないこと（仲介事業者も同様）。個人情報の取扱いを委託する場合、自営型テレワーカーに必要な監督を行うこと。
健康確保措置	健康確保のための手法について、情報提供することが望ましいこと。プライバシーの保護に配慮の上相談に応じ、作業の進捗状況に応じた必要な配慮に努めること。
能力開発支援	自営型テレワーカーの能力開発を支援することが望ましいこと。
担当者の明確化	あらかじめ、自営型テレワーカーからの問合せや苦情等に対応する担当者を明らかにすることが望ましいこと。
苦情の自主的解決	自営型テレワーカーと十分協議する等、自主的な解決を図るように努めること。仲介事業者は、相談窓口の明確化など苦情処理体制の整備を行うことが望ましいこと。
その他	下請法が適用される場合は遵守すること。

# 自営型テレワーカーの仕事内容

○ワーカーがこの1年間で最も多く行った仕事の内容では「コンサルティング」が16.3%と最も多く、次いで「文書入力」(9.5%)、「設計・製図(CADなど)」(8.2%)、「データ入力」(8.1%)との回答が続く。

ワーカーがこの1年間で最も多く行った仕事の内容

(N=2,306※)

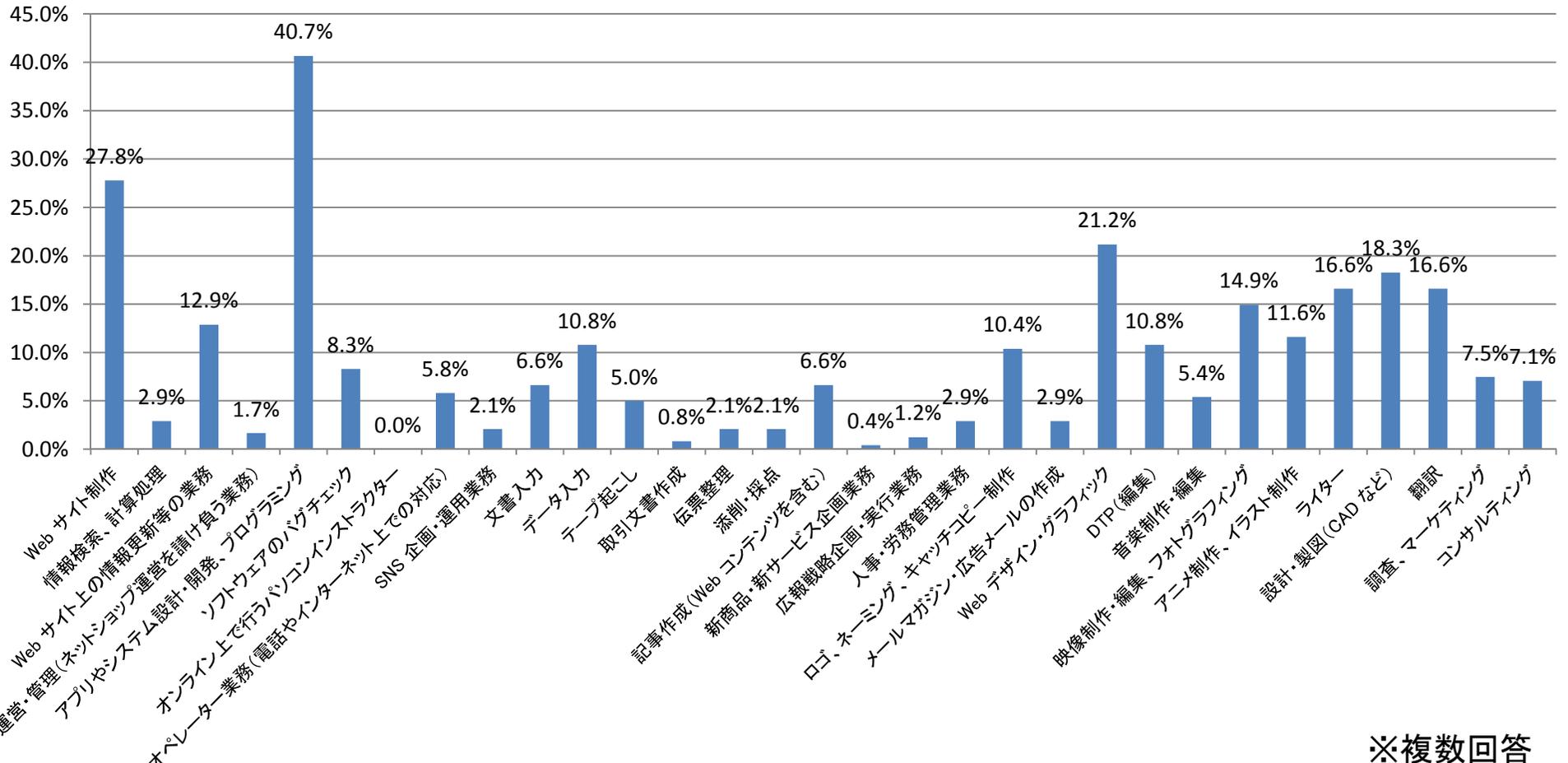


※ 普段働く場所について、「自宅」又は「共同のワーキングスペース」と回答した者のうち、ワーカーがこの1年間で最も多く行った仕事の内容について、「その他」と回答した者と仕事の内容の内訳のうち全ての「その他」、事務関連の仕事の内訳の中の「宛名書き」、デザイン、映像関連の仕事の内訳の中の「デザイナー・カメラマン」、専門サービス関連の仕事の内訳の中の「通訳」と回答した者を除く

# ワーカーに発注している業務について

現在、ワーカーに発注している業務で最も多いものは、「アプリやシステム設計・開発、プログラミング」、次いで「Webサイト制作」、「Webデザイン・グラフィック」との回答が続く。

ワーカーに発注している業務内容



※複数回答

N=241

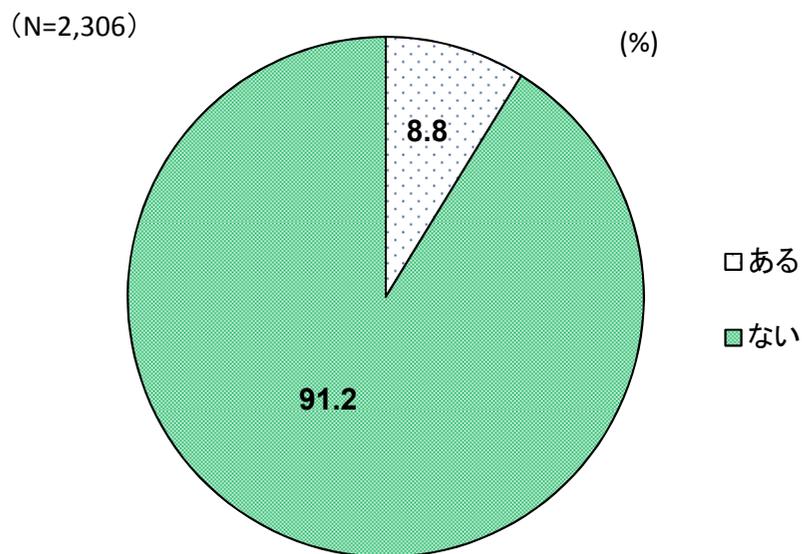
(出所)平成29年厚生労働省委託事業「アウトソーシングの活用に関するアンケート調査」(速報)をもとに雇用環境・均等局作成  
第3回柔軟な働き方に関する検討会資料3より

(注)「宛名書き」、「秘書業務」、「イベント企画・運営業務」、「デザイナー・カメラマン」、「通訳」、「その他」、「無回答」を除いて集計

# ワーカーが経験したトラブル

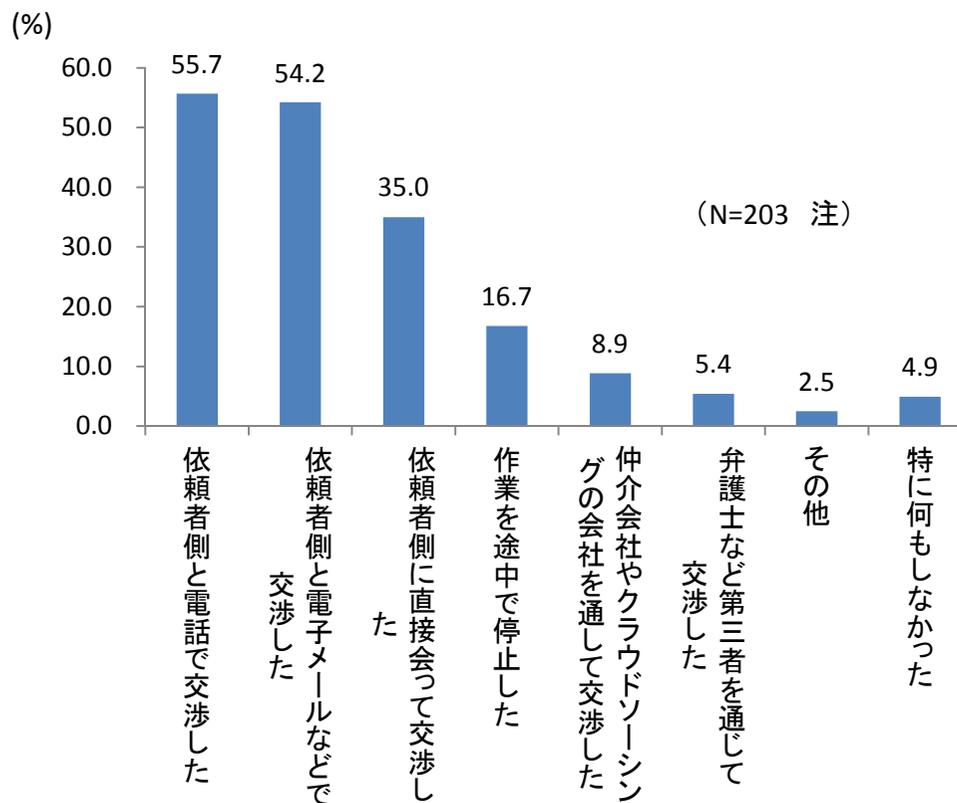
- 依頼者との間に問題・トラブルを抱えたことは「ない」との回答が約9割であった。
- 依頼者との間に問題・トラブルを抱えた際の対処方法として、「依頼者側と電話で交渉した」、「依頼者側と電子メールなどで交渉した」が半数以上で多く、次いで、「依頼者側に直接会って交渉した」との回答が多い。

## 問題・トラブルの経験の有無



## 依頼者との間に問題・トラブルを抱えた際の対処方法

(※複数回答可)



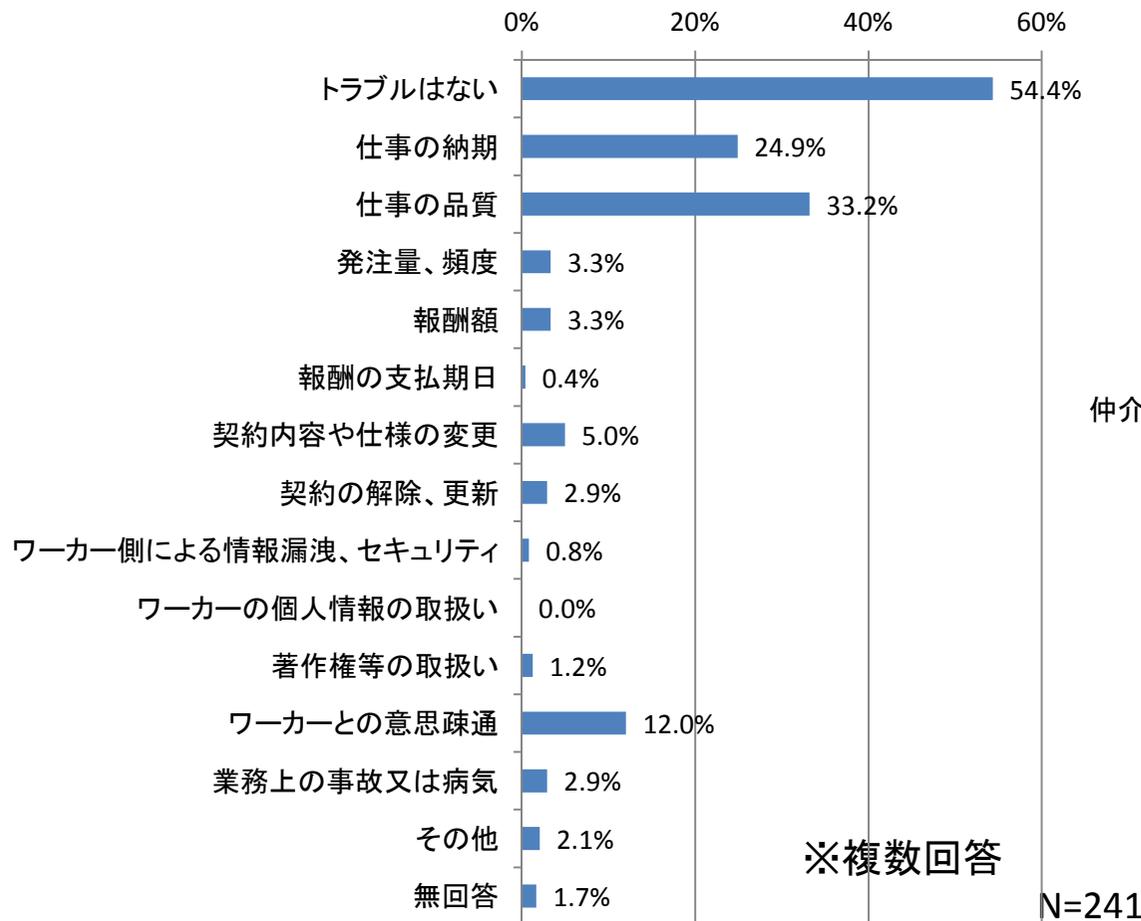
(出所)平成29年JILPT「雇われない働き方についての調査(ウェブ調査)」(速報)をもとに雇用環境・均等局作成  
第3回柔軟な働き方に関する検討会資料2より

(注)依頼者との間に問題・トラブルを抱えたことが「ある」と回答した者

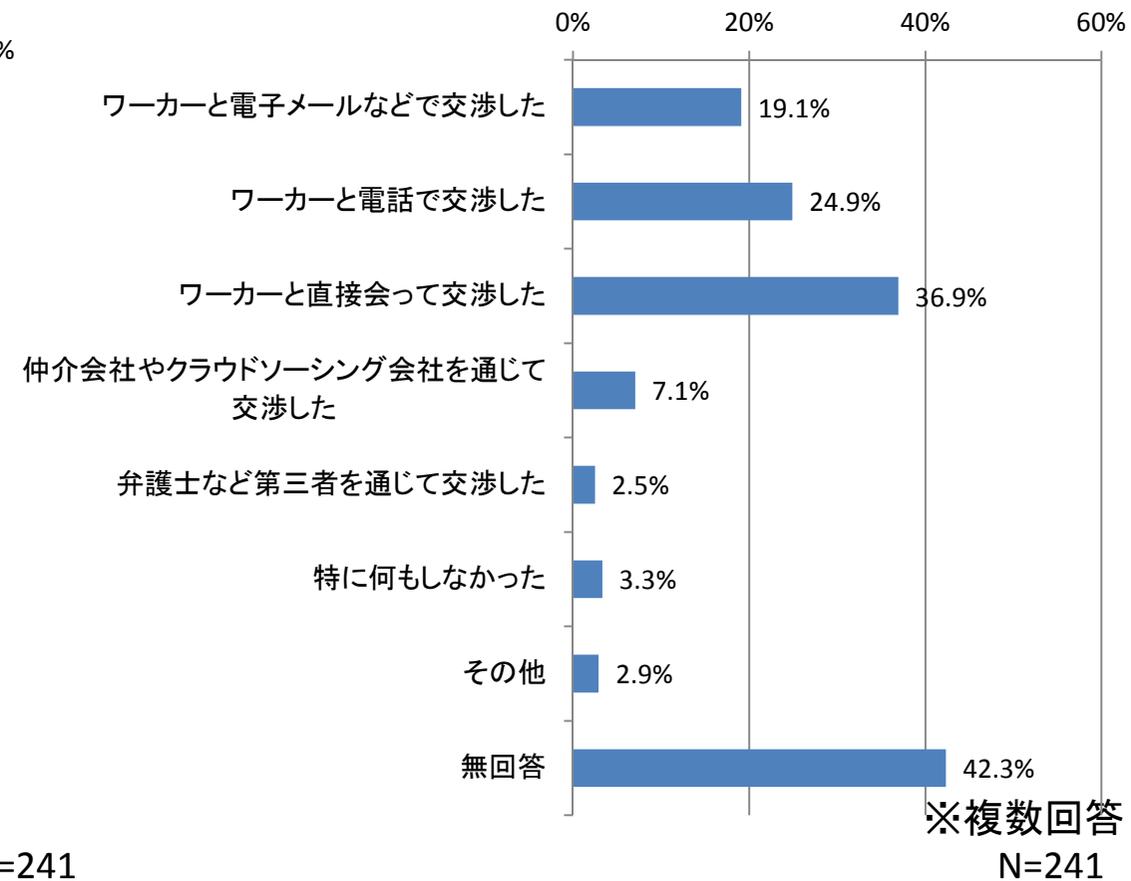
# 発注者が経験したトラブル

- ワーカーとのトラブルについて、「トラブルはない」との回答が5割超となっている。トラブルの内容としては、「仕事の品質」との回答が3割超と最も多く、「仕事の納期」との回答が続く。
- トラブルが発生した場合の解決方法は、「ワーカーと直接会って交渉した」との回答が4割弱、「ワーカーと電話で交渉した」との回答が2割超となっている。（※4割超が無回答）

トラブルの有無、内容



トラブルが発生した場合の解決方法



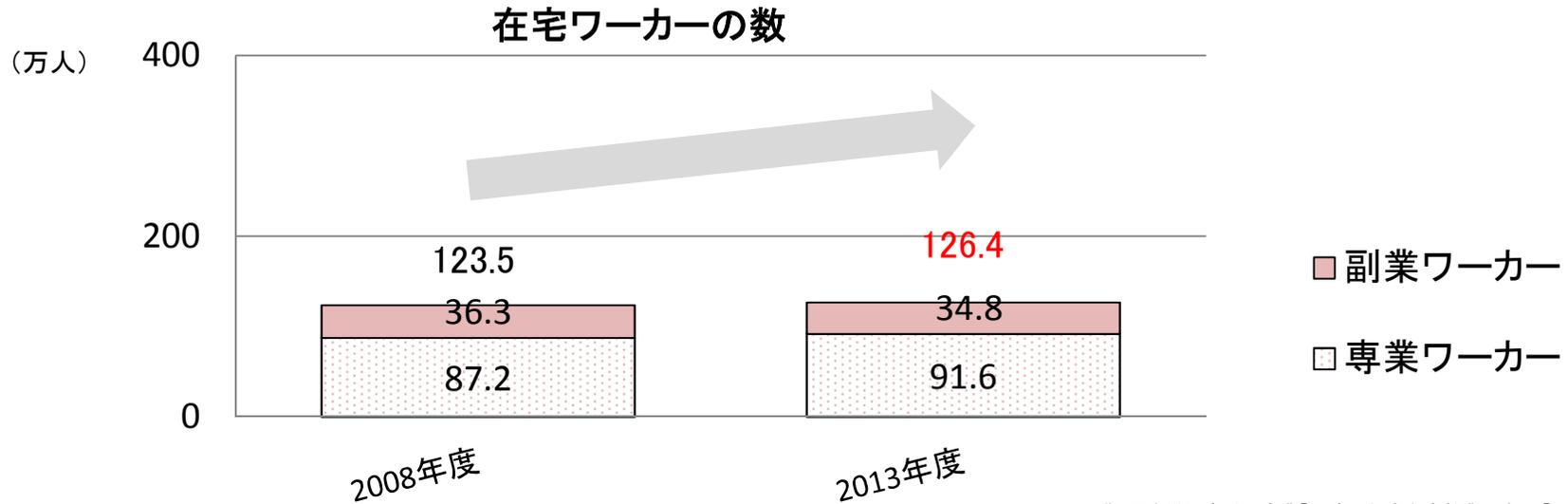
# (参考) 在宅ワーカーの属性

- 在宅ワーカー※は、126.4万人と推計（2013年度、厚生労働省）

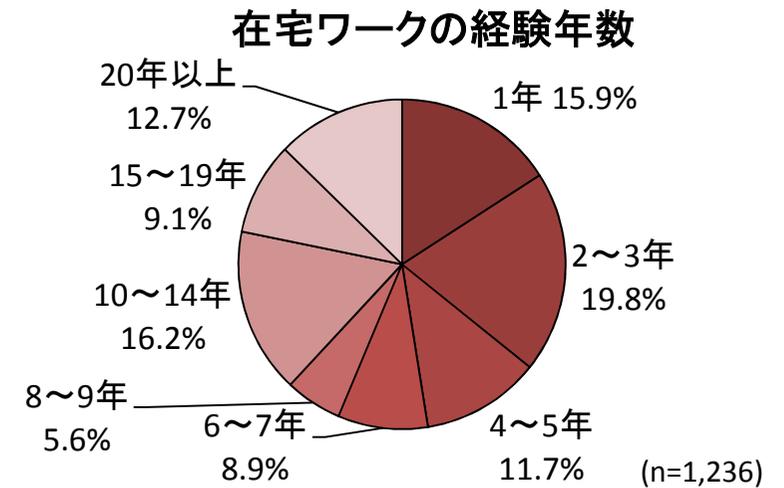
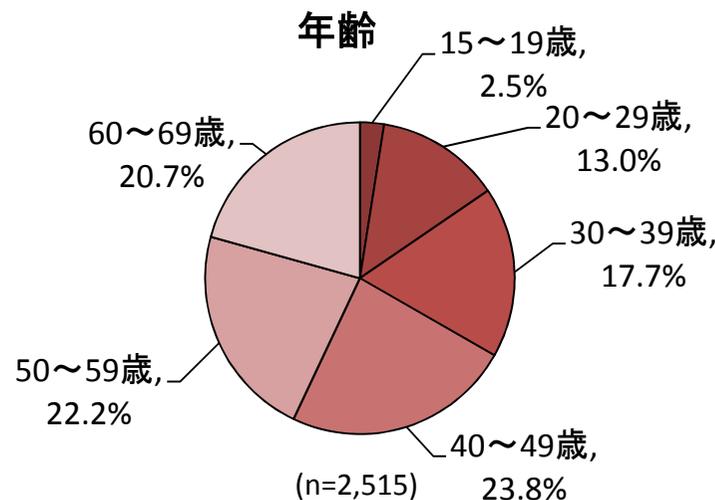
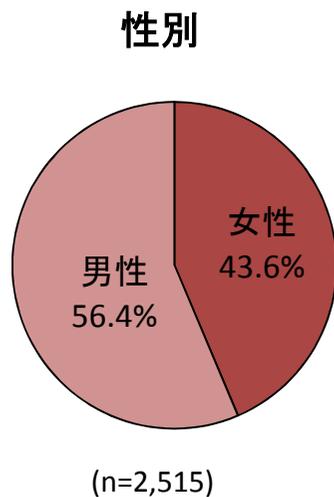
※在宅ガイドラインでは以下のように定義

→ 情報通信機器を活用して請負契約に基づきサービスの提供等（例えば、テープ起こし、データ入力、ホームページの作成、設計・製図等）を行う在宅形態での就労をいう（法人形態により行っている場合や他人を使用している場合などを除く。）。

- 性別は、男女がおおよそ半々（男性が56.4%、女性が43.6%）
- 年齢層は、20代から60代まで、幅広く存在



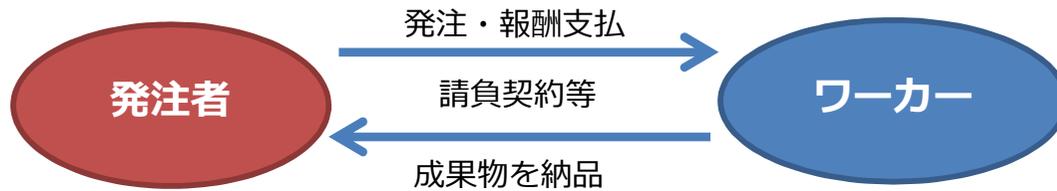
(出典)厚生労働省委託事業「平成20年度在宅就業調査」、「平成25年度在宅就業調査」



(出典)厚生労働省委託事業「平成25年度在宅就業調査」

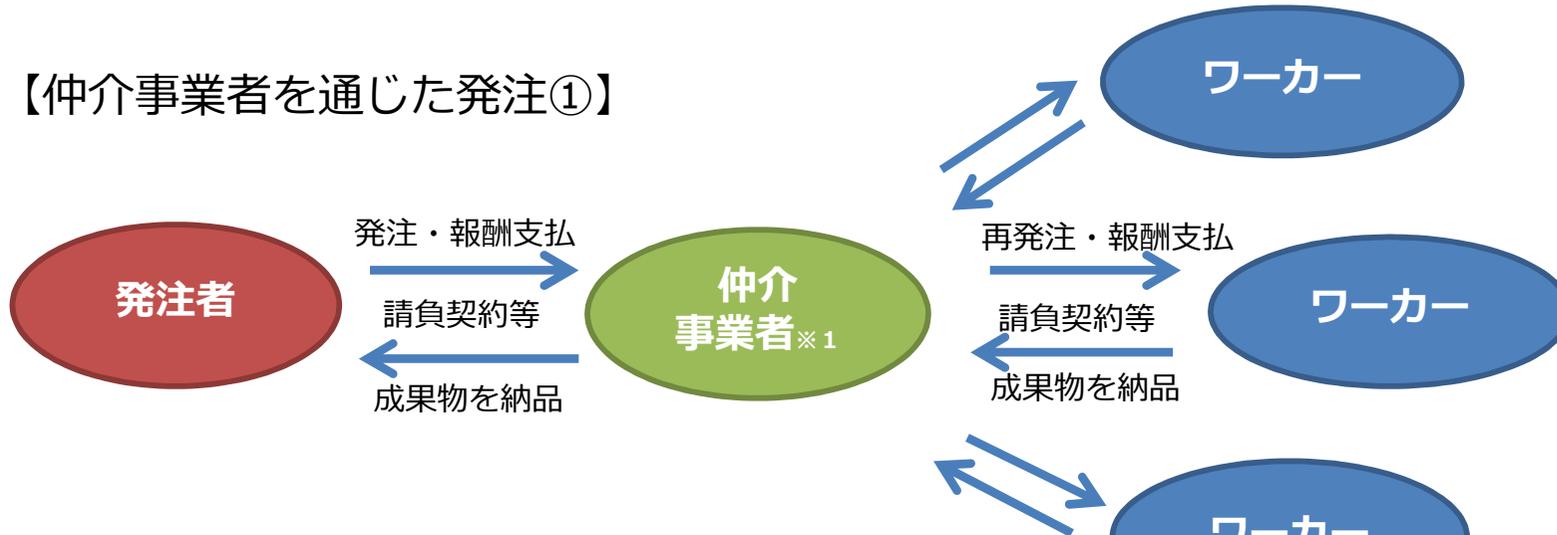
# 受発注のイメージ

## 【直接発注】



ワーカーが、発注者から直接業務を請け負い、納品するタイプ

## 【仲介事業者を通じた発注①】



仲介事業者が、発注者から業務を請け負い、当該業務をワーカーに再発注し、業務をとりまとめて発注者に納品するタイプ

## 【仲介事業者を通じた発注②】



仲介事業者が、ワーカーと発注者の仲介やマッチングの場の提供を行った上で、ワーカーが、発注者から業務を請け負い、納品するタイプ

※1 仲介事業を、個人や法人、クラウドソーシング事業者が担う場合もある。

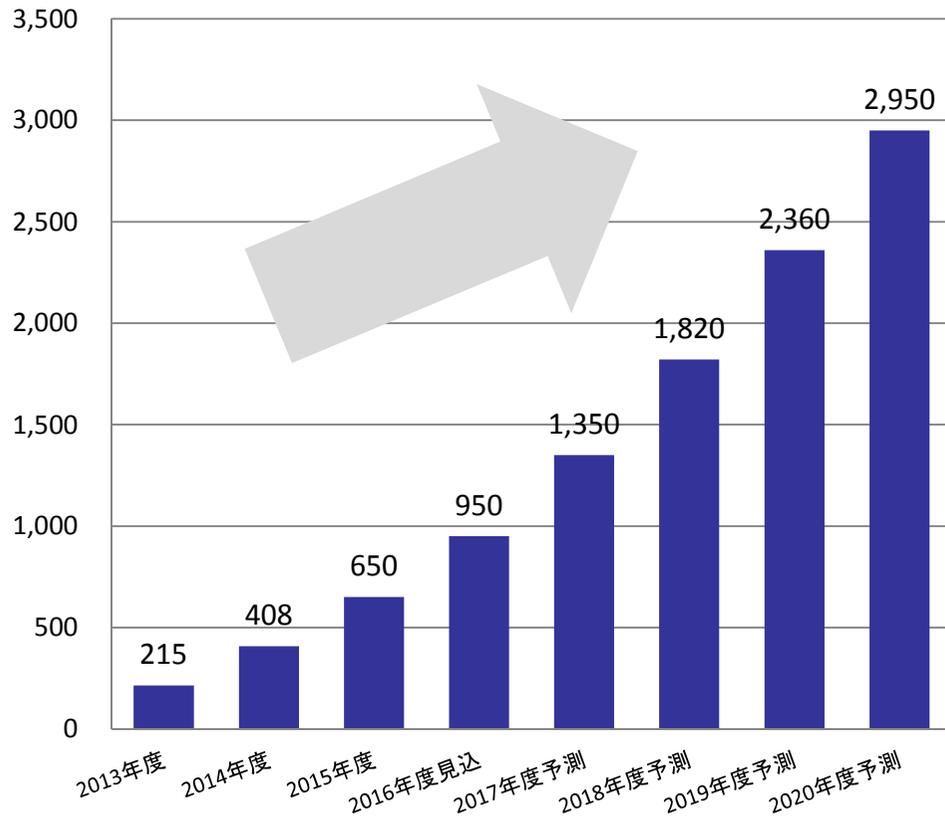
※2 仲介事業の手数料・利用料は、発注者のみが支払うケース、ワーカーのみが支払うケース等がある。

## クラウドソーシングについて

- クラウドソーシング※の市場規模がここ数年で急速に拡大している。  
※クラウドソーシング事業者が運営するWEBサイト上で、発注者とワーカーをマッチングさせる仕組み

### 国内クラウドソーシングの市場規模予測

(億円)



(出典) 矢野経済研究所「BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)市場の実態と展望 2016-2017」

### クラウドソーシングのイメージ

